

公益社団法人日本小児歯科学会認定歯科衛生士制度施行細則

第1条 公益社団法人日本小児歯科学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

（委員会）

第2条 規則第2章に定める歯科衛生士委員会（以下「委員会」という）は、委員10名以内で構成する。

（研修単位）

第3条 規則第7条における必要な教育研修単位は30単位以上とし、附表の1に各施設の研修1年について付与される単位数を提示する。研修期間については、2年以上（常勤相当）の小児歯科に関する研修および臨床経験を有すること、またはこれと同等以上の経歴を有していなければならない。

2. 1年未満の教育研修は、研修を行った月数を12で除した値に所定単位を乗じて算定する。

3. 週単位の教育研修は、研修を行った週数を5で除した値に所定単位を乗じて算定する。

（認定歯科衛生士試験）

第4条 規則第9条における認定歯科衛生士試験とは、日本小児歯科学会全国大会ならびに地方会大会における発表時（学術、症例報告など）の口頭試問とする。

（公示）

第5条 規則第10条により認定歯科衛生士と認定された者は、日本小児歯科学会総会で報告され、小児歯科学雑誌に掲載される。

（研修施設）

第6条 委員会は、必要と認める場合は当該施設を実地調査できる。

第7条 規則第13条(3)に定めるその他の施設とは、委員会に申請し、審査を受け、理事会の議を経たのち研修施設として指定を受けるものとする。行政（保健所、都道府県庁、市町村役場）、口腔保健センター等がそれに該当する。

2. その他の施設は5年ごとに指定の更新を受けなければならない。

（更新の申請）

第8条 規則第17条に関し、止むを得ない理由で認定更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

2. 止むを得ない理由が無く、未更新による認定歯科衛生士資格喪失者が再び認定歯科衛生士を申請するときは新たに申請しなければならない。

（諸費用）

第9条 本制度の施行にかかわる諸費用は次のように定める。

- (1) 認定歯科衛生士認定申請料 1万円
- (2) 認定歯科衛生士認定審査料 2万円
- (3) 認定歯科衛生士認定登録料 1万円
- (4) 認定歯科衛生士維持料 5千円/年（認定日の翌年度から）

(5) 認定歯科衛生士認定更新審査料 1万円

第10条 既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

(細則の変更)

第11条 本細則を変更する場合には、委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

付 則

第1条 この施行細則は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 この施行細則は、平成23年5月25日から一部改正施行する。

第3条 この施行細則は、平成24年3月4日から一部改正施行する。

第4条 この施行細則は、平成26年5月15日から一部改正施行する。

第5条 この施行細則は、平成28年3月6日から一部改正施行する。

第6条 この施行細則は、令和元年6月9日から一部改正施行する。

第7条 この施行細則は、令和5年3月5日から一部改正施行する。

第8条 この施行細則は、令和7年9月7日から一部改正施行する。

附表 教育研修単位基準（認定歯科衛生士申請時に必要な単位）

1. 1年間の各施設での研修で得られる教育研修単位

- | | |
|--------------------|----|
| 1) 小児歯科専門医がいる施設 | 15 |
| 2) 小児歯科（旧）認定医がいる施設 | 10 |
| 3) その他（第7条に定める施設） | 5 |

2. 小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加で得られる教育研修単位

- | | |
|--|----|
| 1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会） ^{注1} | |
| （イ）発表者のみ（共同発表者は含まない） | 15 |
| （ロ）参加者 | 10 |
| 2) 小児歯科関連の国際学会大会（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など） ^{注2} | |
| （イ）発表者（共同発表者は含まない） | 15 |
| （ロ）参加者 | 10 |
| 3) 小児歯科に関連する学会大会または研修会 ^{注2} | |
| （イ）発表者（共同発表者は含まない） | 10 |
| （ロ）参加者 | 5 |

注1：日本小児歯科学会の発表者は、出席の10単位と発表の5単位が加算され、15単位となる。

注2：上記2)、3)に該当する学会大会あるいは研修会は、委員会で承認されたものでなければならない。